

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
- (2) 平成二年郵政省告示第五百七十八号（衛星非常用位置指示無線標識の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件）の一部を改正する告示案
- (3) 平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 平成十八年総務省告示第六百七号（無線設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成二十一年総務省告示第五百六十五号（搜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 周波数割当計画の一部を変更する告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

衛星通信を利用した衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB：Emergency Position Indicate Radio Beacon）、航空機用救命無線機（ELT：Emergency Locator Transmitter）等は、遭難等の非常時において、コスパス・サーサット（Cospas-Sarsat）衛星を介して遭難通信を行うビーコンシステムです。

今般、国際海事機関（IMO）の第 471 回海上安全委員会（MSC.101）決議により、当該システムに周波数等が追加されたことから、我が国においても同周波数を使用して遭難通信を行えるようにするため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、同案等に対する意見募集を実施します。

3 資料の入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄へ掲載します。また、連絡先窓口において配布するとともに、閲覧に供することとします。

4 意見の提出方法

以下（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合
電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、ファイルの添付はできません。ファイルを送付する場合は、(2)の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としています。送信の際には、「_atmark_」を「@」に変更してお送りするようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用するよう、御協力よろしくをお願いいたします。

※メール本文に直接意見を書き込むようお願いいたします。ファイルを添付して送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルとしてください(他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBです。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館10階)

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクは返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和5年9月15日(金)から同年10月16日(月)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、連絡先窓口において配布するとともに、閲覧に供します。
- ・記載いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見や、意見募集対象である命令等の案以外に対する意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

【周波数割当計画の変更案以外について】

総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

(担当：長澤課長補佐、新井海上係長)

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：(代表) 03-5253-5111 (直通) 03-5253-5816

E-mail：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総合通信基盤局電波部電波政策課

(担当：渡辺周波数調整官、塚本第三計画係長)

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：(代表) 03-5253-5111 (直通) 03-5253-5875

E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

以上

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。